

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 6 月 2 7 日 提出

提出者	秦野市議会議員	今 井	実
賛成者	同	大 野	祐 司
	同	横 山	むらさき
	同	谷	和 雄

提案理由

議員報酬について、秦野市特別職報酬等審議会の建議を尊重するとともに、本市の将来を担う若い世代や多様な人材が、議員を志し、市民の負託に応え、議員としての活動ができるよう環境整備を図る必要があることから、月額を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「542,000円」を「556,000円」に、
「473,000円」を「484,000円」に、「433,000円」を
「444,000円」に改める。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後最初にその期日を告示される一般選挙による改選後の秦野市議会議員の任期が始まる日から施行する。

議提議案第2号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>556,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>484,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>444,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、この条例の公布の日以後最初にその期日を告示される一般選挙による改選後の秦野市議会議員の任期が始まる日から施行する。</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>542,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>473,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>433,000円</u></p>